

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年10月22日（平成30年（行情）諮問第465号）

答申日：平成31年2月6日（平成30年度（行情）答申第412号）

事件名：特定個人が行った行政文書開示請求等について手続を行わず不作為をした事件の報告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月13日付け〇観企第109号により特定保護観察所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）は、本件対象文書を開示請求しましたが、処分庁は当該文書の存否を答えると「請求人が行政文書開示請求、行政不服審査請求をした事実」という個人情報の公開になるので、当該文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定を出しましたが、請求人が行政文書開示請求、行政不服審査請求をした事実自体は個人情報ではありませんし、個人を特定する情報（氏名、生年月日等）を除けば、部分開示が可能です。開示されるのは、処分庁が不作為について報告した事実です。

処分庁の決定には理由がないため、取消しを求めます。

##### （2）意見書1（添付資料省略）

ア 諮問庁が隠しているのは個人情報ではなく、不祥事の実事です。

本件開示請求で諮問庁は、請求人が行政不服審査請求等をしたという個人情報の開示になるので請求文書の存否を答えない、と言っていますが、諮問庁が隠しているのは、法務省の不祥事の実事です。

請求人は刑事施設に収容されていますが、無実であり、裁判の不正によって有罪にされた者です。

よって再審請求をするため裁判の不正（主に特定地検のもの）を告訴、告発、付審判請求で追及していました。

すると、特定年月日A、特定保護観察所（以下、第2において「決定庁」という。）の特定保護観察官が特定刑事施設へ来庁し、法律で認められていない面接を行い「（特定地検の不正の追及を）止めないと仮釈放がもらえなくなるぞ」旨の脅しをします。しかし、この後、〇〇氏（特定保護観察官の姓を指す。以下同じ。）は辞職します。請求人の家族には「私はこの仕事に向いていない」と言っていたそうです。この面接は、請求人に特定地検への追及を止めさせるために強要されたもので、〇〇氏はそれに抗議するため辞職したようです。

請求人は上記面接について事実を確かめようと、特定年月日B付け及び特定年月日C付けで行政文書開示請求、特定年月日D付け及び特定年月日E付けで行政不服審査請求をしましたが、決定庁は、一切手続をしませんでした。

なので、特定年月日F付けで法務省へ不服申立てをすると、特定年月日G、同省保護局特定法務専門官が特定刑事施設に来庁し、決定庁の不作为について謝罪し、「これから調査します」と告げます。

（不作为については、諮問第464号の添付資料①のとおり。諮問庁、決定庁共に認めています。）

上記決定庁の不作为が本件開示請求に係る法務省の不祥事です。

諮問庁、決定庁は、不祥事があったにもかかわらず公表していません。不作为の理由も明らかにしていません。

諮問庁は、請求文書を隠すことで不祥事を隠しています。

#### イ 諮問庁の主張について

諮問庁は、「請求文書の存否を答えることは、特定の個人が特定日付けで行政文書開示請求を行い、あるいは特定日付けで行政不服審査請求を行った事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるので、その存否を答えることはできない」と主張しています。

請求人が行政文書開示請求等を行ったことは、個人情報なのでしょうか。

では、「請求人〇〇が〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った行政文書開示請求について手続を行わなかったことを報告します・・・」と、請求文書の個人情報部分を隠して、部分開示すればよいのではないのでしょうか。

それならば、請求文書は「特定保護観察所の違法行為の報告のみの情報」となります。

情報公開・個人情報保護審査会におかれましては、請求文書を送付させ、部分開示が可能か判断してください。

もし、請求文書が存在しないのであれば、前述の決定庁の不作為についての不服申立て（特定年月日F付け）は、どうやって事実確認をしたのでしょうか。

諮問庁が、請求文書の存否を答えると請求人が請求をした事実の開示になる、という理屈で隠している情報は、特定保護観察所が都合の悪い請求の手続を故意にしていなかった事実と理由です。

それに、行政庁の不祥事は公にするのが慣例ではないでしょうか。

諮問庁、決定庁は、本件開示請求にかかわらず、この不祥事を公表するべきではないでしょうか。

諮問庁は、決定庁の不作為について事実を認めています。

それなのに、事実の公表をしないのは、不作為の理由が大変問題のあるものだから、ではないでしょうか。請求文書は、個人情報を隠して公表されるべきです。

#### ウ 諮問庁のやっていること

実は諮問庁も不作為をしています。

現在、諮問庁は、請求人の行政不服審査請求を手続していません。

行政不服審査請求には2つの種類があります。

(ア) 請求があったら審理員（処分に関与しない職員）を指名し、審理員が審理する行政処分についてのもの。

(イ) 請求があったら、請求のあった審査庁が審理をする文書開示についてのもの。

本件審査請求は、上記（イ）の審査庁（諮問庁）が審理を行うもので、特定年月日H付けのものです。

審理員に内容を見られることも判断もされません。

ところが請求人は、前述の〇〇氏の面接についても行政不服審査請求をしています。

これは上記（ア）に該当する審理員が審理するものです。

請求人は法律の規定どおり、審査庁（諮問庁）に請求書を提出しましたが、現在も審理員の指名すらされておらず、審理手続が故意に止められています。

請求人の行政不服審査請求は特定年月日I付けのものです。

諮問庁は、内々に処理できる請求のみ手続をしており、審理員が処理する請求は、審理員に隠しています。

それほど前述の〇〇氏の面接は法務省にとって都合の悪い事実である

ということです。

請求文書の中には、大変なことが書かれているのではないのでしょうか。

エ 請求文書の内容を見てください。

本件開示請求は法務省の不祥事に係るものです。情報公開・個人情報保護審査会におかれましては、正義に基づいて判断し、違法行為が発見されたら告発していただけないでしょうか。

どうか、正しい判断をお願いします。

### (3) 意見書 2

審査請求人から平成30年12月17日付け（同月25日受付）で意見書2（「諮問番号 平成30年（行情）諮問第464号及び諮問第465号 資料請求及び意見補充書2」と題する書面）が当審査会宛てに提出されたが、その内容は、上記諮問第464号に関する意見のみであることから、記載しない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 原処分の妥当性について

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「請求人が処分庁に請求した特定日付けの行政文書開示請求及び特定日付けの行政不服審査請求について、処分庁が手続を行わなかったことについて書かれた報告書」である。

#### (2) 存否応答拒否の妥当性について

ア 本件対象文書は、仮に存在するとすれば、請求人である特定の個人が処分庁に請求した特定日付けの行政文書開示請求及び特定日付けの行政不服審査請求について、処分庁が手続を行わなかったことについて処分庁が作成した文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、特定の個人が特定日付けで行政文書開示請求を行いあるいは特定日付けで行政不服審査請求を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、同号ただし書イ該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

ウ 行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対して

も等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため、法の下においては、審査請求人の情報（自己情報）を理由にこれを開示することはできない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 2 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項の規定により、本件審査請求を棄却することが相当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成30年10月22日 | 諮問の受理          |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受  |
| ③ | 同年11月8日     | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 同年12月25日    | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑤ | 平成31年1月11日  | 審議             |
| ⑥ | 同年2月4日      | 審議             |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件対象文書は、仮にこれが存在するとすれば、特定の個人が特定の日付けで行った行政文書開示請求及び行政不服審査請求に係る処分庁の不作为について調査・報告した文書であることから、その存否を答えることは、特定の個人が特定の日付けで行政文書開示請求や行政不服審査

請求を行ったという事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たると認められる。さらに、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙（本件対象文書）

特定の個人が特定保護観察所に請求した，特定年月日 J 付け及び特定年月日 K 付けの行政文書開示請求，特定年月日 L 付け及び特定年月日 M 付け行政不服審査請求について，特定保護観察所が手続を行わず不作為をした事件についての報告書。